

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた者に対し、り災証明書を発行する。 ● 被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給や各種資金の貸付を行い、市民の生活の安定を図る。 ● 被災者への支援制度の周知と公平・適切な支給に留意する。 ● 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者支援業務を支援するシステム（国のクラウド型被災者支援システム等）の活用を積極的に検討する。
担当	秘書報道広聴部、総括部、広報調査部、土木建築対策部、産業輸送対策部、第1救援対策部
連携先	道、苫小牧労働基準監督署、北海道農業共済組合、とまこまい広域農業協同組合、苫小牧漁業協同組合、日本政策金融公庫、苫小牧商工会議所、日本赤十字社、道共同募金会、道社会福祉協議会、市社会福祉協議会、道市長会、災害ボランティア

第1 り災証明書の発行

▶マニュアル編：Pマ-162

実施内容
<p>1 被害認定調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月内閣府）に基づく被害認定基準に基づき実施する。 ● 必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手段により調査を実施する。
<p>2 り災者台帳等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害認定調査の結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「り災者台帳」を作成することを基本とする。ただし、被災状況により、り災者台帳の作成が困難な場合は、り災者台帳に準じた資料を作成する。 ● り災者支援業務の迅速化・効率化のため、り災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
<p>3 り災証明書の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災者台帳等で確認の上、発行する。 ● り災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。 ● り災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない ● り災証明書については、証明手数料を徴収しない。 <p style="text-align: right;">▶資料編：＜6＞救援・救護関係 19り災証明書様式</p>

第2 生活資金等の支給・貸付、税の減免

▶マニュアル編：Pマ-164

実施内容
1 被災者生活再建支援法による支援
● 生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。
2 災害弔慰金等の支給
● 苫小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金等の支給・貸付を行う。 ・ 災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。 ・ 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 ・ 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。
3 租税の徴収猶予及び減免等
● 租税の減免等の各種被災者支援制度を活用し、被災者を支援する。 ● 国、道及び市の減免制度の概要を広報する。
4 支援制度の広報
● 生活福祉資金貸付制度、母子父子寡婦福祉資金制度、災害復興住宅資金等、国、道、その他機関による被災者支援制度の概要を広報する。

第3 生活再建支援

▶マニュアル編：Pマ-165

実施内容
1 職業のあっせん
● 北海道労働局、苫小牧労働基準監督署等が実施する離職者の早期再就職のあっせんについて、概要を広報する。
2 災害相談の実施
● 災害の発生等により、市民からの問合せが多数となった場合は災害相談窓口を開設し、市社会福祉協議会の協力を得て運営する。 ● 災害相談窓口においては、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の案内等を行う。 ● 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取り組み）の実施等により、見守り・相談の機会や、り災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行う。 ● 被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 ● 被災者に対する相談機会の提供や支援制度の提供については、北海道管区行政評価局が行う特別行政相談活動を活用する。

第4 農林漁業、中小企業への支援

▶マニュアル編：Pマ-166

実施内容
1 農林漁業関係者への支援
● 道、とまこまい広域農業協同組合、苫小牧漁業協同組合の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。 <ul style="list-style-type: none">・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に係る融資制度・日本政策金融公庫による融資制度・北海道農業共済組合による農業保険法に基づく農業共済制度
2 中小企業への支援
● 道・国に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。 ● 被災した中小企業に対し、融資制度の広報活動を行う。 <ul style="list-style-type: none">・日本政策金融公庫による融資制度・経営環境変化対応貸付制度

第5 義援金の受入れ・配分

▶マニュアル編：Pマ-168

実施内容
1 義援金の受付け、保管
● 義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。 ● 被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。 ▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 18 義援金品受領書の様式
2 義援金の配分
● 苫小牧市義援金配分委員会を組織し、義援金の配分を決定する。

第2節 災害復旧事業

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 激甚法等に基づき、公共施設の災害復旧事業を推進し、民生の安定と社会経済活動の早期回復を図る。 ● 早期の事業着手に努めるとともに、関係機関との調整や財政措置の適正な活用に留意する。
担当	財政課、危機管理室、関係各課
連携先	道

第1 激甚法による災害復旧事業

実施内容
<p>1 激甚法による災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 甚大な災害が発生した場合に地方公共団体の経費負担の軽減を目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。 ● 著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。 ● 激甚災害に指定された場合は、この法に基づいて、復旧事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資料編：＜8＞ 救援・救護関係 20 激甚法による財政援助を受ける事業等

第2 その他の法律による災害復旧事業

実施内容
<p>1 その他の法律による災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧事業の推進に当たっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、道と連携し、法律に基づいて復旧事業を実施する。

<復旧事業>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設災害復旧事業（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園） ・ 農林水産業施設災害復旧事業 ・ 都市施設災害復旧事業 ・ 上水道災害復旧事業 ・ 住宅災害復旧事業 ・ 空港施設災害復旧事業 ・ 社会福祉施設災害復旧事業 ・ 公共医療施設、病院等災害復旧事業 ・ 学校教育施設災害復旧事業 ・ 社会教育施設災害復旧事業 ・ その他災害復旧事業
--

第3節 災害復興事業

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復興本部を設置し、災害復興基本計画に基づき都市づくり・経済復興・市民生活の再建等の復興事業を総合的に推進する。 ● 関係機関との連携や市民の意見の反映を図り、迅速かつ着実な復興の実現に留意する。
担当	政策推進課、まちづくり推進課、危機管理室、関係各課
連携先	道

実施内容	
1	復興体制
	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする「苫小牧市災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。 ● 災害対策基本法の定めるところにより、国が復興対策本部の設置及び復興基本方針を閣議決定した場合には、これらの計画と調整を行い、復興のための都市づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建等、市民生活全てにわたる分野を対象として実施する。
2	都市復興の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復興事業のうち、都市づくりに関する分野の復興については、平時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努める。 ● 被害状況や基盤整備状況等の地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。 ● 事業の実施に当たっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
3	災害復旧事業に係る国等による代行
	<p>(都市計画の決定又は代行（法第42条関係）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する大規模災害（以下、特定大規模災害という。）」が発生した場合であって、市の行政機能の低下により、復興に必要な都市計画の決定等の措置を速やかに講ずることができない場合には、計画の策定や変更について国や道による代行を要請することができる。 <p>(災害復旧事業に係る工事の国等による代行（法第43条から第53条関係）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定大規模災害による被害を受けた場合、漁港、砂防、港湾、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧等に係る工事について、国や道に代行を要請することができる。